

1. 東広島市移動円滑化基本構想の役割

1-1 事業の背景と目的

2015年にわが国は、国民の4人に1人が高齢者という諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展し、本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また、ノーマライゼーション^{*1}の理念の社会への浸透が進み、障害のあるなしや年齢などに関係なく、すべての人が同じ社会の中で普通の暮らしができるような社会を目指すための配慮が強く求められています。このため、高齢者及び身体障害者など誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境の確保が重要な課題となっています。

東広島市においても、近年高齢化率が増加するなど、高齢者及び身体障害者等^{*2}の移動の利便性及び安全性の向上を促進する必要性が高まっています。

また、平成12年11月15日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が施行され、円滑な移動が可能となる社会環境の整備を目指して総合的な取り組みが行われようとしています。この法律では、公共交通機関のバリアフリー^{*3}化を総合的かつ計画的に推進するための目標として、平成22年までに旅客施設（1日の平均的利用者数5,000人以上）・車両等・一般交通用施設（道路、駅前広場及び通路等）・信号機等のバリアフリー化を実施することとしています。

市町村では、相当数の旅客が利用する駅等を中心とした重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、基本構想を作成することができるとなっています。この場合には、市町村は、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議するとともに、それら関係者は基本構想の作成に協力するように努めなければならないとされています。

以上のような背景の中で、東広島市では、バリアフリーに関連した既存計画等による従来のバリアフリー化の取り組みを推進するとともに、これらの既存計画と整合を図りながら、地域特性や高齢者及び身体障害者等の意見を反映した重点整備地区内における重点的かつ一体的な事業の推進を図るための基本構想を作成するものであります。

*1 ノーマライゼーション：高齢者も障害者もそうでない人もすべて、人間として普通の生活を送るために、ともに暮らし、ともに生きる社会こそが、あたりまえの社会であるという考え方。

*2 高齢者及び身体障害者等：高齢者、身体障害者の他、妊娠婦の方やけが人等、何らかの理由で移動が困難になっている人を対象としています。

*3 バリアフリー：高齢者及び身体障害者等が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除くこと。

1-2 交通バリアフリー法*の概要

* 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化に関する法律」

【交通バリアフリー法のしくみ】

基本方針（主務大臣）

- 移動円滑化の意義及び目標
- 移動円滑化のために公共交通事業者が講すべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針 等



公共交通事業者が講すべき措置

- 新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

◇旅客施設を新設する際の基準適合義務

- ・エレベーター、エスカレーターの設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ・トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置 等

◇車両を導入する際の基準適合義務

- ・鉄道車両の車いすスペースの確保
- ・鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
- ・低床バスの導入
- ・航空機座席の可動式肘掛けの装着 等

- 既存の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想（市町村）

- 駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項 等

公共交通特定事業

- 公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業

- 道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施

交通安全特定事業

- 都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

その他の事業

- 駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- 駐車場、公園等の整備等

支援措置

- 運輸施設整備事業団による補助金の交付
- 地方公共団体が助成を行う場合地方債の特例
- 固定資産税等課税の特例

(注) 市町村が基本構想を作成できる「特定旅客施設」は次のいずれかの条件を満たす旅客施設です

ア. 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設
イ. 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者等の利用者数がア. の旅客施設と同程度と認められる旅客施設
ウ. その他、徒步圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設

1-3 東広島市移動円滑化基本構想策定フロー

東広島市移動円滑化基本構想の策定にあたり、学識経験者や市民団体等から構成する検討委員会の開催により、幅広い見地からの意見を集約しました。また、タウンウォッチング等により高齢者及び身体障害者等の意向を反映し、関係者の合意に基づく実現性のある基本構想をとりまとめました。

